

昭和四十八年総理府・農林省令第一号

防災官農施設整備計画等に関する命令
活動火山周辺地域における避難施設等の整備等
に関する法律（昭和四十八年法律第六十一号）を
実施するため、活動火山周辺地域における避難施
設等の整備等に関する法律施行規則を次のように
定める。

（防災官農施設整備計画等の記載事項）

第一条 活動火山対策特別措置法（以下「法」と
いう。）第十九条第一項に規定する防災官農施設
整備計画（別記様式第一号において「防災官
農施設整備計画」という。）には、次に掲げる
事項を記載するものとする。

- 一 対象地域
二 農作物の被害を防止するために必要な施設
の整備等に関する事業（以下「防災官農施設
整備事業」という。）の種類、事業主体、規
模及び施行位置
三 防災官農施設整備事業に要する費用の概
算額
四 防災官農施設整備事業の完了目標年度

法第十九条第二項に規定する防災官農施設
整備計画（別記様式第二号において「防災官
農施設整備計画」という。）には、次に掲
げる事項を記載するものとする。
一 対象地域
二 林産物の被害を防止するために必要な施設
の整備等に関する事業（以下「防災官農施設
整備事業」という。）の種類、事業主体、
規模及び施行位置
三 防災官農施設整備事業に要する費用の
概算額

四 防災官農施設整備事業の完了目標年度
法第十九条第三項に規定する防災官農施設
整備計画（別記様式第三号において「防災官
農施設整備計画」という。）には、次に掲
げる事項を記載するものとする。
一 対象地域
二 養殖中の水産動植物又は水産物の被害を防
除するために必要な施設の整備等に関する事
業（以下「防災官農施設整備事業」とい
う。）の種類、事業主体、規模及び施行位置
三 防災官農施設整備事業に要する費用の
概算額

四 防災官農施設整備事業の完了目標年度
（防災官農施設整備計画等の報告）
第二条 法第十九条第五項の規定による同条第四
項に規定する防災官農施設整備計画等（次項に

ついて「防災官農施設整備計画等」という。）
の報告は、防災官農施設整備計画報告書（別記
様式第一号）、防災官農施設整備計画報告書
（別記様式第二号）又は防災官農施設整備計
画報告書（別記様式第三号）を提出して行
うものとする。
2 前項の規定は、法第十九条第六項において準
用する同条第五項の規定による防災官農施設整
備計画等の変更の報告について準用する。
附 則
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五三年七月五日総理府・農
林水産省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（平成元年三月一七日総理府・農
林水産省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一一年一月三〇日総理
府・農林水産省令第一号）
この命令は、平成十二年四月一日から施行す
る。
附 則（平成二三年八月三〇日内閣府・
農林水産省令第五号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年一月九日内閣府・
農林水産省令第九号）
この命令は、活動火山対策特別措置法の一部
を改正する法律の施行の日（平成二十七年十二
月十日）から施行する。
別記様式第一号（第二号関係）

Table with 5 columns: 種類, 事業主体, 規模, 施行位置, 費用の概算額 (千円), 完了目標年度. Includes title '別記様式第1号 (第2号関係) 防災官農施設整備計画'.

別記様式第一号（第二号関係）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五三年七月五日総理府・農
林水産省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（平成元年三月一七日総理府・農
林水産省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一一年一月三〇日総理
府・農林水産省令第一号）
この命令は、平成十二年四月一日から施行す
る。
附 則（平成二三年八月三〇日内閣府・
農林水産省令第五号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年一月九日内閣府・
農林水産省令第九号）
この命令は、活動火山対策特別措置法の一部
を改正する法律の施行の日（平成二十七年十二
月十日）から施行する。
別記様式第一号（第二号関係）

別記様式第二号（第二号関係）

Table with 5 columns: 種類, 事業主体, 規模, 施行位置, 費用の概算額 (千円), 完了目標年度. Includes title '別記様式第2号 (第2号関係) 防災官農施設整備計画報告書'.

別記様式第二号（第二号関係）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五三年七月五日総理府・農
林水産省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（平成元年三月一七日総理府・農
林水産省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一一年一月三〇日総理
府・農林水産省令第一号）
この命令は、平成十二年四月一日から施行す
る。
附 則（平成二三年八月三〇日内閣府・
農林水産省令第五号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年一月九日内閣府・
農林水産省令第九号）
この命令は、活動火山対策特別措置法の一部
を改正する法律の施行の日（平成二十七年十二
月十日）から施行する。
別記様式第一号（第二号関係）

別記様式第三号（第二号関係）

Table with 5 columns: 種類, 事業主体, 規模, 施行位置, 費用の概算額 (千円), 完了目標年度. Includes title '別記様式第3号 (第2号関係) 防災官農施設整備計画'.

別記様式第三号（第二号関係）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五三年七月五日総理府・農
林水産省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（平成元年三月一七日総理府・農
林水産省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一一年一月三〇日総理
府・農林水産省令第一号）
この命令は、平成十二年四月一日から施行す
る。
附 則（平成二三年八月三〇日内閣府・
農林水産省令第五号）
この命令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年一月九日内閣府・
農林水産省令第九号）
この命令は、活動火山対策特別措置法の一部
を改正する法律の施行の日（平成二十七年十二
月十日）から施行する。
別記様式第一号（第二号関係）